

平成28年度第3回東京都入札監視委員会 審議概要

開催日及び場所	平成29年2月2日（木） 都庁第一本庁舎4階 第2入札室
委員	<p>弁護士 志賀 こず江（委員長職務代理者）          工学院大学建築学部建築学科教授 遠藤 和義          上智大学大学院法学研究科教授 楠 茂樹          東京家政学院大学現代生活学部生活デザイン学科准教授 小池 孝子          弁護士 若林 美奈子</p> <p style="text-align: right;">計5名（敬称略）</p>
審議事項	<p>議案1 東京都入札監視委員会のあり方について          議案2 平成28年度定例審議の進め方について</p>
審議の概要	<p>議案1 入札監視委員会の運営上の課題をあげ、見直しの方向性を議論して要綱・要領改正案等について審議を行った。          議案2 定例審議の案件の抽出方法について審議を行った。</p>
委員会による審議結果報告	<p>議案1 東京都入札監視委員会のあり方については継続して審議する。          議案2 定例審議の案件については、委員会で抽出する。</p>
事務局からの報告	<p>(1) 入札制度改革について          (2) 建設業界団体との意見交換会について</p> <p>部会報告</p> <p>【日時及び出席者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成28年8月24日（水）（岡田委員・志賀委員出席）              ・一般社団法人 東京電業協会</li> <li>○ 平成28年8月25日（木）（岡田委員・若林委員出席）              ・一般社団法人 東京建設業協会</li> <li>○ 平成28年8月29日（月）（遠藤部会長・志賀委員出席）              ・一般社団法人 東京空調衛生工業会</li> <li>○ 平成28年8月31日（月）（遠藤部会長・小池委員出席）              ・一般社団法人 東京都中小建設業協会      ・一般社団法人 東京都電設協会</li> </ul> <p>【意見交換テーマ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 社会保険等への加入について</li> <li>○ 中長期的な人材の確保・育成・定着について</li> </ul> <p>なお、意見交換会の概要については、資料4-2「業界団体との意見交換会について」（電子調達システムー契約制度に掲載）のとおりである。</p>

委員からの  
意見等の概要

議案1について

(1) 当委員会の位置付けについて

- 位置付けは所掌事務との関係で変わるので、位置付けだけで、具体的な議論はできない。
- 各委員の事務量などの負担も含めて議論が必要。
- 入札監視委員がどこまで責任を負うのか、線引きを行う必要がある。
- 監査委員、談合情報検討委員会等の別組織との役割分担の整理が必要。
- 委員会の権限は、その義務・責任にふさわしい位置付けが必要。

(2) 委員、委員長の構成について

- 都のOB、OGは採用しない。
- 委員が実際に審議案件との利害関係が明確な場合における、除斥規定の整備が必要。
- 制度運用の議論と個別案件の審議等、所掌事項によって委員の属性も変わる。一般的な他の事例では公認会計士、ジャーナリスト等がいる。仮に所掌事項を見直し、対象事案が増えるのであれば人数が不足するため増員が必要。

(3) 情報公開について

- 国では、制度の議論は公開し、個別案件を扱う定例審議は非公開にしている。
- 制度の議論については、ある程度公開になじむ部分もあると思う。
- 弁護士法の守秘義務等を考えると、公開は難しいと考える。また、どこまで言及して良いのか分からないという状況では、活発な審議ができない。自由に審議をした上で、議事録を公開するのが適切だと思う。
- 会議を非公開にすると、審議が形骸化し議論をしていないのではないかと疑義が生まれることは残念なので、できるところは公開する方向が望ましい。
- 有識者として慎重に議論し、都民に知ってもらおうという意味での公開性が必要だと思う。
- 速報性はそれほど求められるものではないので、議事録公開という形で良いのではないか。
- 議事録は、発注者の責任、入札の透明性を図る意味でも、公表すべきと考える。

(4) 委員会の所掌事項について

- 談合情報検討委員会での判断についての検証はできないかもしれないが、談合問題も含めて関与を行うべき。
- 談合情報については、リアルタイムで報告をもらう形が望ましい。
- 談合情報については、最終的な処理について報告をもらい、妥当かを審議し意見できるようにしてはどうか。
- 談合情報にどこまで対応するかによって、人数や構成の問題も関わってくる。
- 談合情報に対して調査権限、企業・職員へのヒアリング可否まで考えないと、判断できないのでは。
- 制度の仕組みを変えていくことで談合を困難にする方法の議論はできる。
- 苦情申立てについてであるが、特にWTO案件で海外から実際に苦情が出た場合、相手方は弁護団などを組んで来るので、委員会の職務として対応するのは負担が重過ぎるのでは。
- 入札監視委員会のあり方は、半年、1年かけて詰めていく必要がある。

(5) 報告資料と審議事項について

- 報告資料については入札結果の一覧、過去の平均的な応札者数や落札者数が記載された例あり。
- 統計的分析の資料から制度の問題点が見えてくることもある。発注者は状況に応じて、政策を変えていかなければならない。
- 金額の大きいものを審議していないとの指摘もあるが、単に額の大きい方から選ぶので良いのかという問題はあある。
- 委員会としての基準を定めて、審議案件を選んでいくこととし、恣意的に選んではないということを示すことが重要。

(6) 定例審議の件数と抽出方法について

- 都民が注目している案件は、審議対象として入れていく。オリンピック、豊洲関係からは抽出する必要があるだろう。
- 都政改革本部で議論のあった1者入札や高落札率等についても抽出条件とするべき。
- 分担カテゴリーを決め、担当委員が無作為で抽出する方法や、案件の抽出方針を決め、各委員が当番制で選ぶ方法も考えられる。
- 全体の件数はキャップをかけて、その中でやることが現実的だろう。
- 膨大な資料の中から絞り込むプロセスを明確にする必要がある。
- ある程度ゼネラルルールを決め、カテゴリーごとの担当委員が抽出するという方法はどうか。

議案2について

- 初回は委員全員で選ぶこととする。
- 審議時間等を考慮して4件ぐらいが適当ではないか。
- 談合情報案件と都政改革本部会議で議論のあった案件は検証すべき。
- 豊洲、オリンピック・パラリンピック、談合情報、1者入札や2者入札、入札手続が特殊なもの、再入札案件、類似案件を一連で発注したもののそれぞれのカテゴリーでリストを作成し、その中から各委員間で調整して4件抽出。

事務局からの報告(1)について

- 中小企業への配慮については、国自身が官公需法で毎年定めて指示している。その説明は、しっかりしたほうが良い。
- 入札監視委員会の役割について、定例審議を充実させつつ、さらに制度審議もしていかなければならず、負担が大きい。
- 制度運用について個々に対応した組み合わせが求められている。一部だけ見て白黒言う事は、制度・運用論として適切ではない。
- 産業政策に関係する入札制度改革と、個別・統計的分析の入札監視は分けたほうがよい。
- 今の議論は低入札による中小企業の疲弊という問題を、また起こす可能性もある。
- 改革本部の議論の進捗を見て確かな情報をいただき、考えていく。

事務局からの報告(2)について

- 意見交換会の目的を、原点に立ち返って確認が必要。入札契約制度、都民のために役立てるような議論をしていく必要がある。